

交渉結果説明書		
件名	2024年賃金確定等要求書（給与制度のアップデート）	
提案日	2024年10月23日	
提案の概要	・給与制度のアップデートについて	
交渉日	労使の別	主張の要旨
R6.11. 6 R6.11.11 R6.12.13 R6.12.25 R7. 1.29	当局側	・給与制度のアップデートに伴う諸手当の見直しについては、人事院及び千葉県人事委員会の勧告を基本に令和7年4月から実施するため、令和7年流山市議会第1回定例会に流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程したい。
	職員団体側	・通勤手当について千葉県人事委員会勧告に沿った改善を行うこと。 ・住居手当について、再任用職員にも正規職員同様に支給すること。 ・扶養手当についても、千葉県人事委員会勧告に沿った改善を行うこと。
交渉結果（合意内容）		
1 給与制度のアップデート等について （1）人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、給与改定（給与制度のアップデート）を行うため、以下について令和7年第1回定例会に流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程する。 （2）扶養手当について、配偶者及び子に係る手当を次表のとおり改定する。		

区 分		現 行	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度 以 降
配 偶 者	7 級 以 下	6,500円	3,000円	支 給 し な い
	8 級	3,500円	支 給 し な い	
子		10,000円	11,500円	13,000円

※子に係る5,000円の加算はなし。

(3) 住居手当について、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、新たに支給する。

(4) 通勤手当について、1か月当たりの支給限度額等を次のとおり見直す。

ア 支給限度額の設定

新幹線鉄道等の料金を含めて、1か月当たり 15 万円までとする。

イ 新幹線鉄道等に係る支給要件の緩和

通勤時間の短縮効果を 30 分以上とする要件を廃止

※新幹線鉄道等の料金の額の 2 分の 1 相当額（上限 2 万円）とする支給制限は上記の見直しに伴い廃止する。